

# 生活指導だより

2014. 6. 30 (月)  
岸和田市立八木南小学校  
校長 森岡 優作  
生活指導委員会

## 元気なあいさつが生活を豊かにする

PTA生活指導委員のみなさんご苦労さまです。毎月第3金曜日の朝に『登校指導』を行っていただいています。お母さん方も最初は戸惑いながらも登校中の子どもたちにあいさつをしていただいています。



最近地域の方々からも、『大きな声であいさつをしてくれる子が増えたねえ』と誉めていただいています。まだまだ恥ずかしくて下を向いている児童もいますが、徐々にあいさつが出来るようになればうれしいです。朝のあいさつを通して気持ちよく一日が過ごせたり、元気がない声だと「大丈夫かなあ」と心配したり、あいさつ一つで多くのコミュニケーションが取れると思います。

## 『あいさつ』ってなんだろう

では、そもそもどうして人はあいさつをするのでしょうか。ある方がこんなふうに言っています

### ①「友だちですよ」ということを伝える〈あいさつ〉

〈あいさつ〉の一番の目的は「友だちですよ」ということをお互いに確認することです。「あいさつは苦手だ、恥ずかしい」などと思ってあいさつをしない、かえさない人は、少しだけ勇気を出してみましょう

### ②〈あいさつ〉は心を開いて素直になれる

〈あいさつ〉はお互いの心を開いて、自分も相手も楽しくなれる。

### ③あいさつ上手は人に好かれる

〈あいさつ〉は「相手の自分への印象を決めるもの」

こんなふうに考えると「友だちですよ→心を開いて気持ちよく過ごしましょう」ということですね。

また、「あいさつをした→あいさつがかえってきた→元気になれた」これもわかりますね。これに『笑顔』『元気』が加わればもっと素敵ですね。

一度『あいさつ』について考えてみるの面白いかもしれません。

# 大阪府健全育成条例

## 1、夜間営業を行う施設への立ち入り制限等

ゲームセンター、ボウリング場、カラオケボックス、マンガ喫茶、インターネットカフェの営業者は18歳未満の者を以下の時間帯に当該施設に立ち入らせてはいけません。

対象となる青少年の区分	立ち入らせてはならない時間帯
・16歳未満の者	午後7時～翌日の午前5時
・16歳未満で保護者同伴の場合 ・16歳未満の者が、保護者の承諾を得た指導者の監督の下、ボウリング競技に参加し、そのための練習を行う場合 ・16歳以上18歳未満の者	午後10時～翌日の午前5時

\*小・中学生同士で夜7時以降に、これらの施設で遊ぶことは禁止されているということです。

\*保護者、指導者と一緒であっても、夜10時までが限度と言うことです！だから保護者同伴でも、上記の時間帯にカラオケボックス等に入店しようとしても店員さんから拒否されることもあります。もちろん赤ちゃんを連れて夜10時過ぎてカラオケボックスで歌っているのもダメです。

## 2、夜間に外出させない保護者の努力義務

保護者は、通学、通勤その他正当な理由がある場合を除き、以下の時間帯に18歳未満の者を外出させないように努めなければなりません

青少年の区分	外出させてはならない時間帯
・16歳未満の者	午後8時～翌日の午前4時
・16歳以上18歳未満の者	午後11時～翌日の午前4時

\*午後8時以降、小学生は家にいるということです。

\*塾やスポーツクラブの活動は保護者の承諾、指導者の許可があれば大丈夫です。ただし活動が終わればまっすぐに帰宅しなければなりません。

\*深夜から早朝の初詣も子どもたちだけでは行けません

## 3、夜間の連れだし等の禁止

誰でも保護者の承諾を受けずに以下の時間帯に18歳未満の者を連れ出し、同伴し、とどめた場合は30万円以下の罰金を課されることがあります。

青少年の区分	外出させてはならない時間帯
・16歳未満の者	午後8時～翌日の午前4時
・16歳以上18歳未満の者	午後11時～翌日の午前4時

\*誰でも→知り合いのお兄さん、お姉さん、親戚のおじさん、友人でもダメ！